

瀬戸市立図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年3月12日

瀬戸市教育委員会

教育長 横山 彰

瀬戸市教育委員会規則第2号

瀬戸市立図書館規則の一部を改正する規則

瀬戸市立図書館規則（昭和62年瀬戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(複写) 第16条 <省略> 2及び3 <省略> 4 条例第7条第2項に規定する教育委員会規則で定める額は、 <u>白黒による複写にあつては複写用紙1枚につき10円、カラーによる複写にあつては複写用紙1枚につき50円とする。</u>	(複写) 第16条 <省略> 2及び3 <省略> 4 条例第7条第2項に規定する教育委員会規則で定める額は、 <u>10円</u> とする。

第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式（第 1 0 条関係）

図書館利用カード申込書

フリガナ		性 別
名 前		男・女
生年月日	年 月 日	
住 所		
電話番号		
勤務先又は学校名（市 外在住の方のみ）		

附 則

この規則は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。